

かながわ子ども・若者みらい計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

ごあいさつ

県では、これまで子ども・子育て支援施策に関する「かながわ子どもみらいプラン」、子ども・若者施策に関する「かながわ子ども・若者支援指針」、子どもの貧困対策に関する「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子ども・若者が健やかに育つことができ、また県民が安心して子どもを生み育てることができる社会を目指して、様々な取組を推進してきました。

一方で、いじめ、虐待、貧困等の引き続き困難な状況にある子ども・若者がいることに加え、ヤングケアラー、医療的ケア児等新たに顕在化してきた困難な状況にある子ども・若者がいます。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、子ども・若者の孤独・孤立、子育て家庭の孤立等社会全体としての課題も浮き彫りになっています。

こうした中、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針等を定めたこども大綱が策定されました。こども大綱では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされており、国全体でこども施策の充実・強化が図られています。

子ども・若者のいのちが輝くためには、当事者である子ども・若者の目線に立った施策を継続的に推進するとともに、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境を整備していくことが不可欠です。そのため、県では令和6年12月に「神奈川県こども目線の施策推進条例」を制定し、その目的や基本理念を具現化していくため、子ども・若者・子育てに関する既存の計画・指針を統合し、さらなる充実・強化を図りながら、本計画を策定しました。

この新たな条例・計画を車の両輪として、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心してこどもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体で子ども・若者の人権を尊重しながら、子どもを育むことができる環境を整備していき、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。

本計画の策定に当たっては、神奈川県子ども・若者施策審議会の委員の皆様をはじめ、県民の皆様から多くの貴重なご意見やご提案をいただきました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

子ども・若者の皆様一人ひとりがそれぞれかけがえのない存在です。

今後も県民の皆様とともに、子ども・若者のいのちが輝き、子育てに希望の持てる社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

目次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	6
4	計画の対象	6
II	本県の子ども・若者・子育ての状況	7
1	子ども・若者の状況	7
2	子育て当事者の状況	17
3	子育てをめぐる県民の意識	20
III	計画の基本理念等	22
1	基本理念	24
2	基本方針	24
3	基本理念等に係る内容の説明	25
4	主要施策	26
5	施策体系図	27
IV	主要施策の取組	36
	主要施策1 子ども・若者の社会参画・意見反映	36
	主要施策2 ライフステージを通じた重要事項	42
	主要施策3 ライフステージ別の重要事項	90
	主要施策4 子育て当事者の不安解消のための施策	132
	主要施策5 子ども・若者を地域でともに育む施策	142
	各施策の数値目標	148
V	教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数	153
1	幼児期の教育・保育の需給計画	153
2	幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数	167
VI	計画の点検・評価及び推進体制	169
1	計画の達成状況の点検・評価	169
2	計画の推進体制	169
VII	参考資料	170
1	計画策定の経過	170
2	関連法律・条例	171
3	本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）	185